

パスパ文字の刻文をもつ須彌山研墨について

高 田 時 雄

# パスパ文字の刻文をもつ須彌山研墨について\*

高 田 時 雄

## On the inkstone with a 'Phags-pa inscription in the shape of Mount Sumeru

TAKATA Tokio

An ink rubbing copy of an inkstone done on two sheets can be found in the envelope of a letter from Iwai Taketoshi (1886-1965) addressed to Naito Torajiro (1866-1934), which is now kept as a part of the Naito Collection at Kansai University. In this letter dated November 10, 1933, Iwai calls the inkstone "Shumisen Kenboku," or the Inkstone of Mount Sumeru, presumably because it resembles the shape of the legendary mountain. This inkstone is worth much attention as its inscription was made in 'Phags-pa script, and represents a rare example of 'Phags-pa stationery. Since most 'Phags-pa material is of an official nature, the value of the inkstone is high despite the fact that its whereabouts is unknown, and the only trace of the object is through the rubbing. In seeking information on the inkstone, it is discovered that Naito saw the object much earlier than the date of the letter, and had earlier tried to send a transcription of the inscription in a letter addressed to Takakusu Junjiro (1866-1945), which is included in Naito's Complete Works. This paper describes the historical background of Naito's academic interests in historical materials and presents a deciphering of the 'Phags-pa inscription, an estimation of its value, and date of creation.

---

\* 小文は2013年12月14日(土)關西大學東西學術研究所「非典籍出土資料研究班」(班長：玄幸子教授)の第二回研究例會において発表した原稿に加筆訂正を行ったものである。當日、中谷伸生所長、篠原啓方研究員から貴重なご意見を賜った。ここに記して感謝申し上げる。

## はじめに

關西大學圖書館の内藤文庫には友人知己の内藤湖南（1866-1934）に宛てた書翰が多数保存されているが、長年毎日新聞京都支局長を務めた岩井武俊（1886-1965）が湖南に書き送った書翰六十六通もその中にある。筆者は偶然、その中の一通に二枚の拓本が同封されているのを見いだした。この拓影の対象となったものは岩井書翰の中で「須彌山研墨」と呼ばれる硯石で、側面にパスパ文字が刻まれている。以下、小文でもこの呼稱を用いることにしたい。

### 一、發端——岩井武俊の湖南宛書簡

ところで岩井書翰は以下のような文面である（圖版1）。

拜啓過日は長らくご苦勞相煩わし、御疲れ無之か御案じ申居候。翌朝御何致度存じ居候ところ、急用にて相不叶、失禮申譯も無之候。其節ご覽を願候須彌山研墨、摺甚不出來ながら取敢ず御送申上候。御用に相立ち申つくづく幸甚過之候。黑板先生今朝大阪を経て歸東、荻野先生は今朝來、瀧先生と共に藤田家藏品調査に出掛けられ十五日頃まで滯洛のよし承はり候。委曲近日拜芝面談の上。向寒の砌り御大切に願上候。頓首。

十一月十日 武俊

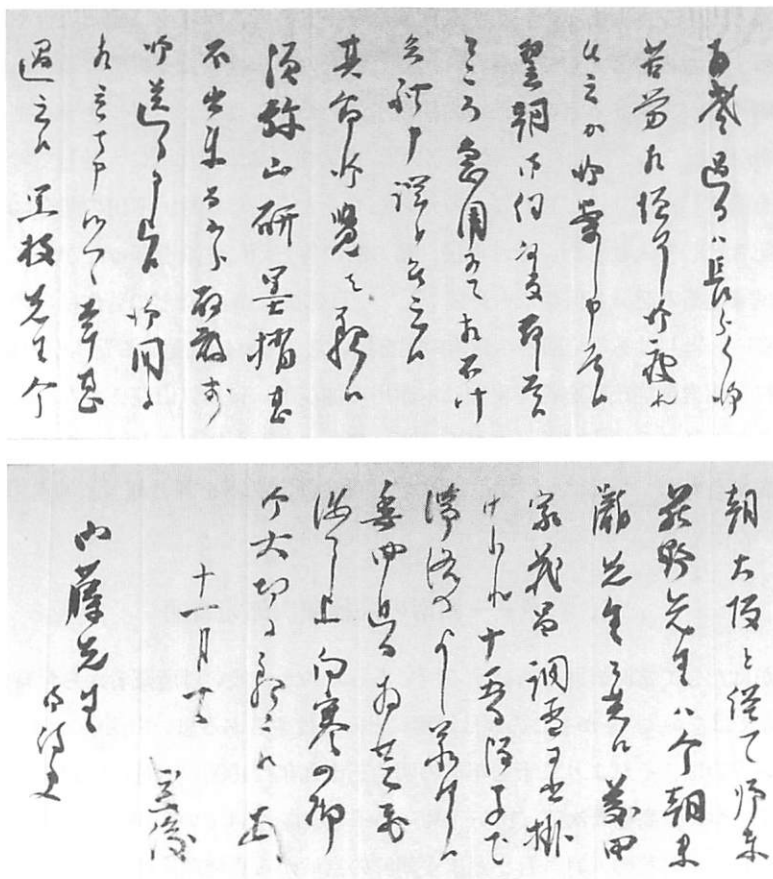
内藤先生

御侍史

封筒の消印は8.11.10とあり、かつ宛先住所は相樂郡瓶原村となっているから、この書簡の日付、十一月十日というのが昭和八年のことと知られる<sup>1)</sup>。ひとまずこの書簡に出てくる人物を簡単に見てみると、黑板とは黑板勝美（1874-1946）で、東京大學教授、日本古文書學を體系化した人物で、湖南の古くからの友人であった。荻野先生は荻野伸三郎（1870-1947）、國寶保存會委員であり、東方文化學院の古書複製事業<sup>2)</sup>の主任をつとめた。藤田家藏品調査とはおそら

1) 湖南の瓶原隠居は昭和二年であるから、瓶原村が宛先の消印8.11.10は大正ではあり得ず、結果昭和八年とならざるを得ない。ちなみに湖南は翌昭和九年の六月二十六日に逝去しているから、この書簡に見える出来事はその最晩年のことである。

2) 東方文化學院の古書複製事業は「東方文化叢書」として、圖書寮藏「文鏡秘府論」、身延山藏「禮記正義」、高山寺藏「莊子雜篇」、圖書寮藏「春秋正義」、中村不折藏「莊子天運篇知北遊篇」、諸家藏願野王原本「玉篇」、圍城寺の智證大師「唐過所」、内藤湖南舊藏「毛詩正義」、三條侯爵家藏「五臣注文選卷第廿殘卷」、計九種が刊行されたが、昭和十三年三月三十一日、東方文化學院の東西兩研究所が分離獨立するのに



圖版1：岩井武俊致内藤湖南書簡（全文） 昭和8年11月10日

く藤田政輔（1889-1936）の古梓堂文庫の所蔵品を指すものと思われる。藤田は舊姓鮎川で、鮎川義介（1880-1967）の實弟、大阪の藤田財閥に養子として入った人物で、この二年後の昭和十年には古典籍の一大コレクションである久原文庫を引き取ったことでも知られる。瀧先生は瀧精一（1873-1945）、美術史家で東大教授、やはり湖南とは古くからの知り合いである。この書簡に先立つ何日か前に、黒板、荻野、瀧、それに岩井と湖南が何かの用事で集まったことが分かるが、詳しいことは知られない。ただその折りに武井が須彌山研墨の現物を湖南に示したらしく、数日を経て武井が拓本を作り、湖南に送り届けたのである。

岩井武俊は、京都南郊の相樂郡川西村、現在の精華町の生まれで、地元の古墳や寺院跡を調

ともなって廢止された。

査したりする考古學少年であった。二十歳前後から中央の考古學雑誌に陸續報告や論文を發表し、早くから少壯考古學者として注目された。京都府の小學校教員養成所の地理科教員を勤めながら、濱田耕作が主宰する京都大學考古學教室のいわゆるカフェ・アルケオロジーに頻繁に出入りし、湖南とはこの頃に知り合ったらしい<sup>3)</sup>。その後、鳥津製作所に入社して考古資料の標本模型作製を擔當したが、性に合わなかつたらしく、大正二年二月、濱田の紹介により大阪毎日新聞社に記者として入社した。それ以後、精力的に各方面に健筆を揮ったが、とりわけ京都及び周邊の民家建築の記録と保存に力を盡くし<sup>4)</sup>、『京郊民家譜』<sup>5)</sup>などの著作は専門家のあいだでも評價が高い。岩井はある時期から雍南の號を用いた。それは敬愛する湖南が大學を定年後、相樂郡瓶原村（相樂郡加茂町を経て現在は木津川市加茂町）に恭仁山莊を營んだのに對し、岩井の生家はそれよりさらに南にあったため、雍（甕）すなわち瓶の南という意味で名付けたものだという説が行われている。いずれにせよ岩井は生涯、湖南を師と仰ぎ、湖南の“家來”を以て任じていたという<sup>6)</sup>。

## 二、背景——湖南の高楠順次郎宛書簡

この硯石がはたして當時岩井の所蔵する所であったのか、或いは所蔵者から暫時借用してきたのかは明かではない<sup>7)</sup>。しかしこの硯は湖南にとってはすこぶる思い出深いものであったと思われる。というのは、それより二十七年前の明治三十九年（1906）六月に、湖南はこの硯及びパスパ字銘文について高楠順次郎（1866-1945）から報知を受けているからである。高楠の知らせを受けてから二ヶ月後の八月一日、湖南が朝鮮の京城から高楠順次郎に宛てた書翰が『内藤湖南全集』第14卷<sup>8)</sup>に収録されているが、そこに「お示し下され候硯石は多分奈良の人三輪某

3) 湖南が京大に赴任して最初に住んだ岡崎野神町で毎週金曜日に開かれた學生のための談話會にも、岩井はしばしば顔を見せたという。松浦嘉三郎「志を抱いて逝かせらる」『支那學』第7卷第3號（昭和9年7月）「内藤湖南先生追悼録」、46頁。

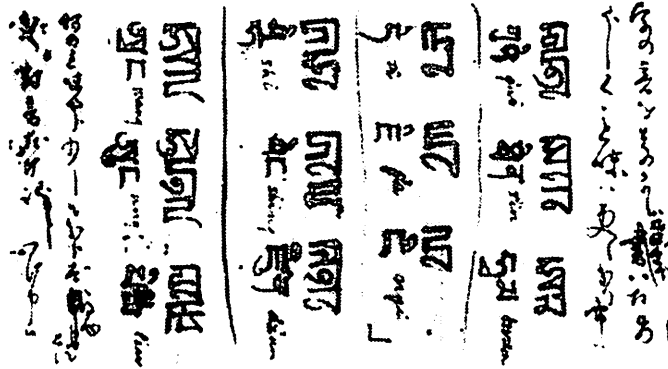
4) 岩井武俊が日本の民家建築に興味を持ったのはかなり早いと思われる。岩井が大正15年ヨーロッパに向けて渡航した折、マラッカから湖南に宛てた繪葉書がたまたま筆者の手許にあるが、そこに「マラッカ、シンガポールにて多少民家の建築を見申候。我固有の民屋との比較に發明するところこれあり候つもり候」と書かれている（大正15年8月7日發信）。

5) [正篇] 岩井武俊、加藤三之雄編、1931年、便利堂；[續編] 岩井武俊、武居清志編、1934年、便利堂。また1949年に岩井武俊編として、やはり便利堂から一冊本普及版が出版されている。

6) 岩井武俊の略歴やエピソードなどは、主として以下によった。外山軍治「本會顧問 岩井武俊氏を悼む」『史林』第48卷第3號（1965年7月）150-153（464-467）頁；岩井昭三「内藤湖南先生と父岩井武俊」『書論』第15號（1979年秋）146-148頁。

7) 令孫岩井章氏によれば、現在岩井家には所蔵されていないとのことである。

8) 東京：筑摩書房刊、昭和51年（1967）、419頁。



図版2：内藤湖南致高楠順次郎書簡（部分） 明治39年8月1日

の所藏ならんと存候。小生も一見候事有之候。これは八思巴文字には相違なきやうなれども、何分漢字の音をそのまゝ、八思巴字で書いたものらしく意味は更に分り不申候。何の意味やら少しも分らず候得共、とにかく對音だけ記しつけ申候」といい、硯のパスパ文字を寫した上で、さらにチベット文字の原綴とローマ字の轉寫とを附している。『全集』には小さいながら挿圖としてこの部分が見えている（図版2）。

ところで湖南はこの書簡の冒頭に「その後はかけ違ひ拜眉を得ず、六月中上京の際は是非一度御尋申上べきつもりなりしも、遂にその意を果たしかね残念に存候。六月中の御書状は拝見、早速御返事可申上筈の處、旅裝準備の爲、不得寸暇、やうやうこの地より御返事申上候事に相成候段御海恕下され度候」と言っており、六月に受け取った高楠からの手紙にこの硯のことが書かれていて、かつ銘文の影寫乃至拓影が同封されていたものであろう。そうでなければ湖南が對音を返事に書き送ることは出来なかつた筈である。もっとも高楠の手紙にせよ、湖南の返事にせよ、その主題は硯ではなかつた。硯はあくまで付け足りに過ぎない。

やや本題からそれるおそれはあるものの、行き掛かり上、この手紙がやりとりされた主題に觸れておかねばなるまい。後年のある講演において<sup>9)</sup>、高楠順次郎はこの時のことに言及している。高楠はいう。「ちょうど日露戦争の時に私は末松男爵に随つてロンドンに三年戦争中に渡つて滞在した時があり、まだ戦争が始まらぬ前に、日本を出る時どうせ奉天も日本の兵が占領するに違いないから、黄寺にある満州經をどうか日本に取り寄せることが出来れば取つて戴くことを願うということを時の宮内大臣に申し送つた。宮内大臣もそれを諒とせられ、だんだん日

9) 昭和5年2月15日午後、外務省文化事業部における講演、題目は「世界文化史上に於ける仏教の地位」であつた。『高楠順次郎全集』第1巻（東京：教育新潮社、1977）に收められた講演筆記では題名が「東洋文化史上における仏教の地位」と改められている。『外務省報』第199號（昭和5年3月15日）を参照。

本軍の進むに従って出先の山縣參軍にその事を申し送り一切經收容の事を希望された。然るに「今度の戦争は正義の戦争で分取りに類することは一切しない。殊にシナの中立地帯からたとえそれが大切なものであっても、これを無償で取るということは一切出来ない、これは陛下の思召しと雖もお断り申してくれ」ということであった。それを宮内大臣が明治天皇陛下に申上げられたところ、それほど大切な物なら内帑の金で買ってやれ、と仰せになって御内帑金二萬圓をお出しになって滿州の一切經を買入の上大學にお下げになって頂戴したのである。そうして日露戦争後私は歸ってみたところ滿州經として下げられたのは滿州の一切經でなくて蒙古の一切經であった。蒙古藏ならばまだ幾つもある、滿州藏は三つしかないその一つを得るのだから大切と思っていたのだから、その時内藤湖南君が朝日新聞から滿州に行くということであったので實地について調べて貰った。行ってみるとその儘にある。ところが黄寺の方では無論分取られる思っておったのにお金を戴いたものでありますから、滿州經は景物としてその儘差し上げましょうということで、陛下のお蔭で滿州經と蒙古經を兩大藏を得たのであります。」

山縣參軍とは山縣有朋（1838-1922）であり、日露戦争當時は參謀総長の任にあった。また當時の宮内大臣は愛書家として有名な田中光顯（1843-1939）である。

高楠書簡にいう湖南の滿州行というのは、時期がやや曖昧である。手紙の往復がなされたのは紛れもなく明治三十九年（1906）なのだが、實は湖南はその前年の明治三十八年にも滿州に行っている。この頃、奉天會戦の勝利によって、戦争の歸趨が明らかとなったため、當時大阪朝日の記者であった湖南は、明治三十五年奉天ですでにその存在を確認してあった滿蒙文藏經、文選閣四庫全書などを詳しく調査すべく、上京して諸方に周旋し、何とかして滿州渡航の方途を探った。はじめ文部省あるいは大學からの派遣を模索したが、うまく行かず、外務省から滿州軍占領地行政調査の囑託を受けて渡航したのである。渡航費も外務省より支給された<sup>10)</sup>。朝日の同僚には反対するものも多く、社主の村山上野も雙手を舉げて賛成とまでは行かなかったようだ。湖南は辞任をちらつかせて、ようやくその承諾を取り付けた。出発は六月の末、大連を經由して七月二十九日奉天に到着、黄寺や宮殿などで精力的に調査を開始、當路の人物に面會したり、寫眞撮影をしたりなど、慌ただしい時日を過ごしたが、成果は少なくなかった。とりわけ奉天の宮殿では滿文老檔などの記録類、五體清文鑑をはじめとする辭書、地圖や圖畫など、これまでほとんど知られていなかった史料を発見することが出来た<sup>11)</sup>。十一月半ば、小村

10) 明治三十八年の調査行の経緯及び行程、活動の實態は、湖南の旅行日記である「游清第三記」に詳しい。【全集】第六卷、369頁以下を参照。

11) 詳しくは「奉天宮殿にて見たる圖書」を参照。もと【早稲田文學】明治39年6月號。のち【目睹書譚】（昭和23年、京都：弘文堂刊）の25～41頁に収録。また【全集】第12卷31～42頁。同じく滿蒙文藏經につい

壽太郎全權大使から、顧問として至急北京に向かうようにとの指令を受けとったため、北京に赴き、小村と共に翌年の元日に歸國した。

湖南の返信に「蒙文經の義は小生昨年奉天にて再び精査致候結果、金字の分はいづれも蒙文にて、別に北塔と申寺に紅印滿文經全部有之候もの、兵亂の爲過半散佚し、その一部は奉天軍政署に保存しあるを觀候故、田中宮相へ差出候調査書にもその事を記述、是非引渡さるるやう申置候處、その後東京にては金字經（これも小生が見たるよりは不足）の大學に交付されたるを見候のみにて、滿文の分は着し居らず甚だ残念に存じ、當時の總司令部高級副官たりし古川砲兵少佐にも親しくこの事を話し置候得共、いづれ小生再渡航の際に自ら方便をめぐらすべく存居候處、只今この地滞在中に奉天政署殘務の引上も本月上旬中にあるべきよし聞込候故、蒙文經引取に従事候通譯中嶋と申人に書状差出し、滿文經の事並に蒙文殘餘の事これぐれも頼み遣し候。成否は分らず候得共、多少の効果は可有候」とあるのと、高楠の講演に言うところとを彼此読み比べてみると、大凡の経緯が分かる。つまり明治三十八年の滿州行の時に、湖南は滿文或いは蒙文の藏經を田中光顯宮内大臣を通じて日本に送るべきむね申し送ってあったのだが、實際に東京に送られたものは金字の蒙古藏經のみであり、しかも全部ではなかった。高楠が望んだのは蒙古經ではなく、滿文經であったために、是非とも湖南にそれを日本に送らせるよう、再度奉天に赴く湖南にその斡旋方を依頼したのである<sup>12)</sup>。高楠書簡の眼目は正にこの滿文經についてであり、湖南は「成否は分らず候得共、多少の効果は可有候」と返答している。高楠の願い通り、滿文經は無事に東京にもたらされ、やがて大學に交付された。しかし残念ながら、この滿文經は、その後大正の大震災によって、他の貴重な典籍とともに灰燼に歸した。ちなみに高楠が「内藤湖南君が朝日新聞から滿州に行く」と言っているのは正確ではない。この年、明治三十九年の渡航は、外務省から間島問題調査を依頼されたため、その囑託の身分で行

---

ては、別に「奉天滿蒙番漢文藏經解題」がある。『目睹書譚』42～48頁、『全集』第12卷43～47頁

12) 高楠の話は、講演という性質上、前後の事實関係が省略されている嫌いがある。参考のため、湖南がのち昭和2年に上掲「奉天滿蒙番漢文藏經解題」の文末に加えた附記をここに摘録しておきたい。「この解題は當時宮内大臣田中光顯伯、高楠文學博士の勸告により金字蒙文藏經を我邦に將來せんと希望あり、已に滿州軍總司令部に依頼し、且つ余が外務省の囑託を受けて各般調査の爲、滿州に赴くを知りて、電報にて調査を依頼せられたり。恰も余は已に此事に關し、總司令部付福島陸軍中將と謀り、調査を開始し居りたれば、其の訖るや右解題を作りて福島將軍に贈り、以て参考に供したり。…（中略）…解題中に載せたる金字蒙文藏經は、滿州軍司令部の撤去に際し、福島中將は譯官中島比多吉氏を黃寺に遣し、宮内省より送り來れる金五千圓（高楠に據れば二萬圓！）を管掌達喇嘛什爾布札木東に付して、之を購ひ去り、後之を東京帝國大學に保管せしめたり。又滿文藏經殘缺本は明治三十九年奉天軍政署の撤去に際し、又之を東京に運び去り、同じく東京帝國大學に保管を託したり。此の兩本は即ち大正十二年の震災に焼失したる滿蒙二藏にして…（後略）」



ったのであり、大阪朝日のほうは出発の前に退社している。帰國後、湖南は京都大學への赴任を決断し、學究として新たな生活を始めることとなる。

以上はやや脱線をした嫌いはあるが、明治三十九年、高楠順次郎と湖南の間に書簡の往復がなされた背景について見た。さて内藤湖南が史料収集という点ではまれに見る執念の持ち主であったことはしばしば語り草になってもいるが<sup>13)</sup>、これは實に彼の學問と不可分の関係にあったもので、生涯を通じて變わることのなかった。とりわけ清朝史を専門とした湖南にとってみれば、奉天訪書はその主戦場であったわけだが、その視界に入ってくる史料の範圍は清朝に関するもののみではなかった。後にヨーロッパにまで出掛け敦煌遺書の採訪を試みたのもその躍動する執念の發露であるが、ここに取り上げる須彌山研墨のようなものも、湖南の眼には貴重な史料と映じていたことは疑いない。「奈良の人三輪某の所藏ならんと存候。小生も一見候事有之候」と言っていることからすれば、高楠の注意を待つまでもなく、湖南はすでにこれを見ていたのである。昭和八年、岩井武俊からこの須彌山研墨を見せられたとき、湖南には遠いむかしの記憶が蘇ってきたに違いない。恐らくは同席した黑板、荻野、瀧などを交えて、昔話に花が咲いたであろうと推測する。岩井に拓本の調製を求めたのは、きわめて自然なことであった。

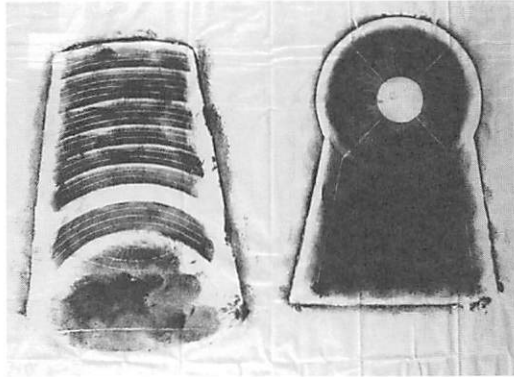
### 三、パスパ字資料としての須彌山研墨

さてこの須彌山研墨はパスパ文字の材料として注意に價するものである。舊藏者である奈良の三輪某については、筆者は知るところがない。また現在何處に所藏されているかも不明だが、岩井の作った拓本が今日に残されていることは、まことに幸いと言わねばならない。これまで『全集』の挿圖に見える湖南の寫しによって憶測を逞しくするしかなかったこの材料が、拓影の發見により研究資料として大きく價値を増すことは確實である<sup>14)</sup>。

須彌山研墨が実際にどういう形をしていたか、拓影だけからでは何とも想像しがたい。圖に見える二つの拓影は、左右の一方が硯面で、もう一方が硯陰である筈だが、その形がかなり異なっている(圖版3)。大きさは縦横の最長部が180×140mm、左の拓影の下部に直線の切れ目が見られることからすると、若干圓く垂れ下がったような部分は手前の硯側であろうか。左右の

13) 湖南のこの側面については、羽田亨による證言がある。羽田「史料蒐集家としての内藤博士」『支那學』第7卷第3號(昭和9年7月)、80-86頁。

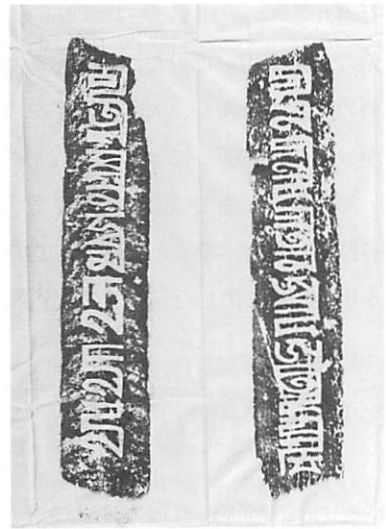
14) 『全集』所載の圖版により、この硯石刻文をパスパ字資料として位置づけようと試みた論考に、吉池孝一「内藤湖南が対音を付したパスパ文字資料について」、古代文字資料館發行『KOTONOH』32號(2005年7月)がある。この材料に注意を拂ったものとして貴重であるが、殘念ながら刻文の解讀には至っていない。據るべきものが湖南の録文のみであったことからすればやむを得ない。



圖版3：須彌山研墨拓影

拓影を引き比べてよくよく観察してみると、右が硯面、左が硯陰と考えざるを得ず、恐らく右下部を墨池として用いたものであろう。また右上部、圓形部分の中央に白く小さな圓形が見えているほか、四方に細い線條が走り、それが墨池と考えられる部分の両側にも續いているのは、もともと全體を覆う蓋のような形のものであって、それを小さな丸いくぼみに差し込んで固定するように作られていたのかも知れない。その蓋の圓形上部が須彌山の形を模していたのであろう。

パスパ文字は左右の硯側に刻まれたものであることは明瞭である（圖版4）。それぞれ六音節、漢字にすると、各六字からなる對句を構成していると思われる。以下にパスパ文字をローマ字に翻字してみよう<sup>15)</sup>。



圖版4：パスパ字刻文

15) パスパ字の翻字方式は學者によりさまざまであるが、ここでは原形のチベット文字を勘案して簡略な標記を心掛けた。したがってもとのチベット文字と漢語音で清濁が入れ替わったりする不整合があるのは、若干注意して頂く必要がある。また左三字目のfは漢語の輕唇音を寫すためパスパ字で特に導入された表記であり、もとの形を保存するならhū-と書くべきかも知れない。またチベット文字で本來聲門閉鎖音を表した”a-chenに由來する字は、パスパ文字では漢語の喻母（云母）を寫すのに用いられるが、ここではその字であることを示すために”-と表記しておいた。さらに右一字目の-tiは、後續するi母音が、純粹な前舌母音でなく、そり舌要素を含む母音であったことを表すものである。いずれにせよ圖版4と彼此對照して頂ければ幸いである。

(左) geuè t'èn fam ti ji ngi

(右) shi sǐng zun "üang "eung bèw

筆者はこれを次ぎのように讀んだ。

(左) 規天範地之義

(右) 師聖尊王永標

この讀みに確たる根據があるわけではないが、それぞれの文字は『蒙古字韻』の該當韻に確かに現れるので<sup>16)</sup>、對音としての矛盾はない。對句としては最後の二字がいささか氣になるが、これでも意味は通じるはずである。

さて『元史』の記載によれば、中統元年(1260)新たに大元國の皇帝として即位した世祖(フビライ)が、パスパ・ラマを國師に任じ、玉印を授けるとともに、「蒙古新字」の創製を命じたとされる<sup>17)</sup>。それまでモンゴル人は自らの言語を書き記すのに、ウイグル人から借用したシリア系の文字を用いていた。世祖が新たにパスパに命じたのは、單にモンゴル語のみを書き寫すための文字ではなく、大元國治下の「一切文字」を「譯寫」するための文字であった<sup>18)</sup>。かくして至元六年(1269)に至り、完成した「蒙古新字」が天下に頒行されたのである。

頒行後、元朝ではこの新たな文字を國字として採用し、大元國の境域内に普及せしめるべく、各路に「蒙古字學」を設けて、この文字を教授した<sup>19)</sup>のをはじめ、宗廟祭祀の祝文にこの國字を用いる敕を出した<sup>20)</sup>。さらに至元八年に至ると、フビライは聖旨<sup>21)</sup>を發し、官文書における蒙

16) ちなみに右四字目の「王」は、大英圖書館所蔵の『蒙古字韻』乾隆鈔本では、「üang」を誤って ts'üang と書いているが、Miyoko Nakano, *A Phonological Study in the 'Phags-pa Script and the Meng-ku Tzu-yün* (Canberra, 1971), p.110にしたがって訂正すべきである。ちなみに『事林廣記』に收める蒙古字「百家姓」(元順帝至元六年、すなわち後至元六年の鄭氏積誠堂刊本；文宗至順間建安莊書院刊本；日本内閣文庫所蔵元西園精舍刊本)は正しく「üang」に作る。もっとも同じ『事林廣記』でも、日本の元祿十二年刊本では、不可解な字形に變形している。羅常培・蔡美彪『八思巴字與元代漢語【資料彙編】』(北京：科學出版社、1959年)第47頁、同『八思巴字與元代漢語・增訂本』(北京：中國社會科學出版社、2004年)第67頁の「蒙古字正誤表(甲)」を參照。

17) 『元史』卷二〇二釋老志「世祖即位、尊爲國師、授以玉印。命製蒙古新字。」中華書局評點本第4518頁。

18) 同上「特命國師八思巴創爲蒙古新字、譯寫一切文字。」

19) 『元史』卷七世祖本紀四「至元七年……夏四月壬午……設諸路蒙古字學教授。」中華書局評點本第129頁。

20) 『元史』卷七世祖本紀四「至元七年……冬十月……癸酉敕宗廟祭祀祝文、書以國字。」中華書局評點本第131頁。

21) 『元典章』卷三十一、禮部卷之四、學校一、蒙古學校條。陳高華等點校本(中華書局・天津古籍出版社、2011年)、第二冊1081-1082頁。

古字の使用範囲を拡大させた<sup>22)</sup>。

これらの措置はあくまで行政にパスパ字によるモンゴル語を用いようとする意圖から出ていることは言うまでもないが、ではパスパ字を漢文表記に用いる事例はどのような場合に行われたものであろうか。中國語史における文字使用を考える場合、支配者からの強制という性格が強いパスパ字は特別な位置を占めている。元朝の以前、以後にも漢字以外の“國字”を有した王朝は、遼、金、西夏、清などが存在するけれども、それらの“民族文字”が漢文を表記するのに使用されることは無かった。ひとり元朝のパスパ文字のみがかなり廣範圍に漢文表記に用いられた點に、われわれは注意せざるを得ない。

現存するパスパ字を用いた漢語資料としては、碑刻、官印、花押、牌符、鈔、錢、權があり<sup>23)</sup>、また書物の形をしたものに『事林廣記』所収の『百家姓』、『蒙古字韻』があることはよく知られている。さらに古籍中に残された材料として、かつて神田喜一郎によって紹介された二種の敕書がある<sup>24)</sup>。それは明永樂四年(1406)に子孫の手により刊行された元人呉澄(1249-1333)の文集『臨川呉文正公草廬先生集』に附録される「大元累授臨川郡呉文正公宣敕」十一通と、明の張之奐の詩集『汗漫吟』の附録「禪院小記」中に模刻された元順帝至正二十六年(1366)の二通の敕書とである。

『百家姓』はいわずと知れた童蒙識字教本、『蒙古字韻』は純然たる韻書であって、これらが漢字をパスパ字で音寫する際に絶好の参考書となったことは容易に推測できる<sup>25)</sup>。須彌山研墨の各漢字の音寫が『蒙古字韻』に完全に一致することは、この刻文を作った人物が『蒙古字韻』乃至類似の韻書を用いたからと考えるのは必ずしも外的外れではないと思う。パスパ字の原理を十分理解していたとしても、何の助けもなくこのようにパスパ字で漢字音を表記するのは極め

22) これまで、この至元八年の聖旨により廣くすべての公文書にパスパ字の使用が規定されたと考えられてきたが、中島樂章「元代の文書行政におけるパスパ字使用規定について」(『東方學報・京都』第84冊、2009年)はこの聖旨の規定に細かな検討を加え、パスパ字の使用がすべての公文書において規定されたのではなく、中樞官廳の文書の題目、上奏文の要旨、舖馬筭子(驛馬使用許可證)といった限定的な擴大であったとする(第99頁)。もちろんその後次第にパスパ字の使用範圍が擴大していったことはいうまでもない。その過程は中島樂章上掲論文に詳しい。

23) ここでは「八思巴字與元代漢語」の用語にしたがって列挙したが、花押とは要するに私印のことである。

24) 神田喜一郎「八思巴文字の新資料」『神田喜一郎全集』第三卷(京都：同朋舎、昭和59年)、82-119頁。初出は『東洋學文獻叢説』(東京：二玄社、昭和44年)73-110頁。

25) 『蒙古字韻』と相前後して『蒙古韻略』という韻書のあったことも知られている。朝鮮の崔世珍(1473-1542)がこの書について、「蒙古韻略、元朝所撰也。胡元入主中國、乃以國字譯漢字之音、作韻書以教國人者也」(凡例二十六條之第一)と言っているのを考え合わせれば、これらの韻書がパスパ字で漢字音を寫す際の参考書であったことは疑いを容れない。

て困難な筈である。

ところで上に挙げたパスパ字による漢語資料を一瞥すると、碑刻はもともとが聖旨や制誥を石に勒したものであって、紛れもない官文書である。また官印、牌符、鈔、錢、權などもすべて國家の權威を背後に有するもので、そこに國字たるパスパ字が用いられるのは至って當然と言える。神田氏の紹介した二種の宣敕も、石に刻するのと梓に上せるのとの違いはあれ、官が下しおかれた文獻である點では同一である。したがって私的に個人レベルで使用されたものとしては花押ぐらいしか残されていないのである。しかもそれらは「gi (記)」一字か、或いは「□gi」<sup>26)</sup>などの極く簡単なものがほとんどを占めている。

このようなパスパ字による漢語資料の現存状況を勘案すると、この須彌山研墨は非常に特異な存在と言えよう。もとの所有者が如何なる意圖をもって、この銘文を刻んだかは甚だ興味ある課題である。

### おわりに

パスパ字頒行の當初、漢人は決して積極的にこれを用いたのではなかった。漢語を書き記すのに表音文字が適さないことは、数多い同音字を判別する困難を想像するだけで容易に理解される。漢字以外にわざわざパスパ字で書くのには、特別な理由と強制力がなければならない筈である。元朝ではパスパ字を推行するために様々な施策が爲されたが、それらがかなり有効にはたらいたために、多くのパスパ字書寫の漢文材料が残されたのである。翻ってここに取り上げた須彌山研墨について言うと、硯石などというものは書齋において日常用いる極めて個人的色彩の濃厚な器物であって、國字といった權威的な文字は本來あまり馴染まない。とすれば所有者はパスパ文字を一種の裝飾文字として刻んだのではあるまいかとも思われる。だとすればかなり趣味的な行動であって、確言はし兼ねるが、ひょっとするとパスパ文字がすでに國字の地位を喪失した明代にまで降るものである可能性すら有る。

以上、内藤文庫の書信中に封入された須彌山研墨の拓片について、その由來を辿り、パスパ字刻文の解讀を提示するとともに、いささかその特色にも觸れてみた。パスパ字資料の新たな一資料の紹介ともなれば幸いである。

26) □には姓氏を示す文字が入るのが普通で、漢字の場合もある。このような私印は元代に止まらず、明清時期にも好事家によりしばしば使用された。もちろんこの文字をパスパ字と認識していたかどうかは別問題である。